宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年５月30日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①全国農業協同組合連合会　②国土交通大臣(4)430　③代表理事理事長　桑田義文　④東京都千代田区大手町一丁目３番１号　廃止した従たる事務所　福島県福島市飯坂町平野字三枚長１－１　三重県津市栄町一丁目960番地　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区大手町一丁目３番１号　全国農業協同組合連合会　代表理事理事長　桑田義文

①みずほ不動産販売株式会社　②国土交通大臣(9)3529　③代表取締役　鎌田卓史　④東京都中央区日本橋１丁目３番13号　廃止した従たる事務所　静岡県浜松市中央区鍛冶町332番１号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区日本橋１丁目３番13号　みずほ不動産販売株式会社　代表取締役　鎌田卓史

①大和リース株式会社　②国土交通大臣(9)3836　③代表取締役　北哲弥　④大阪府大阪市中央区農人橋二丁目１番36号　廃止した従たる事務所　福岡県北九州市小倉北区貴船町３番２号　⑤500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市中央区農人橋二丁目１番36号　大和リース株式会社　代表取締役　北哲弥

（仮称）新北条風力発電事業の廃止に関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社
代表取締役社長　大口　豊
東京都千代田区神田須田町一丁目二五番地

二、対象事業の名称、種類及び規模
（仮称）新北条風力発電事業
風力発電事業（陸上）
発電設備出力　最大二万九千四百キロワット

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
当社は、対象事業を実施しないこととしましたので、法第三十条第一項第一号に該当することとなりました。

令和七年五月三十日
東京都千代田区神田須田町一丁目二五番地
ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社
代表取締役社長　大口　豊

（仮称）西海洋上風力発電事業の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
電源開発株式会社
代表取締役社長　菅野　等
東京都中央区銀座六丁目一五番一号

二、対象事業の名称、種類及び規模
（仮称）西海洋上風力発電事業
風力（洋上）
出力　三十一万三千五百キロワット～三十九万二千キロワット

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
当社は、対象事業の実施を住友商事株式会社へ引き継ぎましたので、法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
住友商事株式会社
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　上野　真吾
東京都千代田区大手町二丁目三番二号大手町プレイスイーストタワー
令和七年五月三十日
東京都中央区銀座六丁目一五番一号
電源開発株式会社
代表取締役社長　菅野　等
東京都千代田区大手町二丁目三番二号大手町プレイスイーストタワー
住友商事株式会社
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　上野　真吾

（仮称）西海洋上風力発電事業の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
住友商事株式会社
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　上野　真吾
東京都千代田区大手町二丁目三番二号大手町プレイスイーストタワー

二、対象事業の名称、種類及び規模
（仮称）西海洋上風力発電事業
風力（洋上）
出力　三十一万三千五百キロワット～三十九万二千キロワット

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
当社は、対象事業の実施をみらいえのしま合同会社へ引き継ぎましたので、法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
住友商事株式会社
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　上野　真吾
東京都千代田区大手町二丁目三番二号大手町プレイスイーストタワー
令和七年五月三十日
東京都中央区銀座六丁目一五番一号
電源開発株式会社
代表取締役社長　菅野　等
東京都千代田区大手町二丁目三番二号大手町プレイスイーストタワー
住友商事株式会社
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　上野　真吾

（仮称）西海洋上風力発電事業の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
住友商事株式会社
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　上野　真吾
東京都千代田区大手町二丁目三番二号大手町プレイスイーストタワー

二、対象事業の名称、種類及び規模
（仮称）西海洋上風力発電事業
風力（洋上）
出力　三十一万三千五百キロワット～三十九万二千キロワット

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
当社は、対象事業の実施をみらいえのしま合同会社へ引き継ぎましたので、法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
住友商事株式会社
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　上野　真吾
東京都千代田区大手町二丁目三番二号大手町プレイスイーストタワー
令和七年五月三十日
東京都中央区銀座六丁目一五番一号
電源開発株式会社
代表取締役社長　菅野　等
東京都千代田区大手町二丁目三番二号大手町プレイスイーストタワー
住友商事株式会社
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　上野　真吾

（仮称）西海洋上風力発電事業の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
住友商事株式会社
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　上野　真吾
東京都千代田区大手町二丁目三番二号大手町プレイスイーストタワー

二、対象事業の名称、種類及び規模
（仮称）西海洋上風力発電事業
風力（洋上）
出力　三十一万三千五百キロワット～三十九万二千キロワット

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
当社は、対象事業の実施をみらいえのしま合同会社へ引き継ぎましたので、法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
住友商事株式会社
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　上野　真吾
東京都千代田区大手町二丁目三番二号大手町プレイスイーストタワー
令和七年五月三十日
東京都中央区銀座六丁目一五番一号
電源開発株式会社
代表取締役社長　菅野　等
東京都千代田区大手町二丁目三番二号大手町プレイスイーストタワー
住友商事株式会社
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　上野　真吾

（仮称）西海洋上風力発電事業の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
住友商事株式会社
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　上野　真吾
東京都千代田区大手町二丁目三番二号大手町プレイスイーストタワー

二、対象事業の名称、種類及び規模
（仮称）西海洋上風力発電事業
風力（洋上）
出力　三十一万三千五百キロワット～三十九万二千キロワット

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
当社は、対象事業の実施をみらいえのしま合同会社へ引き継ぎましたので、法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
住友商事株式会社
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　上野　真吾
東京都千代田区大手町二丁目三番二号大手町プレイスイーストタワー
令和七年五月三十日
東京都中央区銀座六丁目一五番一号
電源開発株式会社
代表取締役社長　菅野　等
東京都千代田区大手町二丁目三番二号大手町プレイスイーストタワー
住友商事株式会社
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　上野　真吾

（仮称）西海洋上風力発電事業の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
住友商事株式会社
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　上野　真吾
東京都千代田区大手町二丁目三番二号大手町プレイスイーストタワー

二、対象事業の名称、種類及び規模
（仮称）西海洋上風力発電事業
風力（洋上）
出力　三十一万三千五百キロワット～三十九万二千キロワット

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
当社は、対象事業の実施をみらいえのしま合同会社へ引き継ぎましたので、法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
住友商事株式会社
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　上野　真吾
東京都千代田区大手町二丁目三番二号大手町プレイスイーストタワー
令和七年五月三十日
東京都中央区銀座六丁目一五番一号
電源開発株式会社
代表取締役社長　菅野　等
東京都千代田区大手町二丁目三番二号大手町プレイスイーストタワー
住友商事株式会社
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　上野　真吾

（仮称）西海洋上風力発電事業の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
住友商事株式会社
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　上野　真吾
東京都千代田区大手町二丁目三番二号大手町プレイスイーストタワー

二、対象事業の名称、種類及び規模
（仮称）西海洋上風力発電事業
風力（洋上）
出力　三十一万三千五百キロワット～三十九万二千キロワット

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
当社は、対象事業の実施をみらいえのしま合同会社へ引き継ぎましたので、法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
住友商事株式会社
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　上野　真吾
東京都千代田区大手町二丁目三番二号大手町プレイスイーストタワー
令和七年五月三十日
東京都中央区銀座六丁目一五番一号
電源開発株式会社
代表取締役社長　菅野　等
東京都千代田区大手町二丁目三番二号大手町プレイスイーストタワー
住友商事株式会社
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　上野　真吾